

## 資料提供に関する Q & A

Q 1 従前の書式を使用してはいけないのか。

A 1 令和 3 年 4 月 30 日までは、従前の書式を使用しても受け付けますが、新様式が川西市 HP からダウンロードできるため、新様式を使用するようにしてください。

Q 2 従前の書式を使用した場合、同意書は必ず提出しなければならないのか。

A 2 要介護認定・要支援認定申請書の情報提供同意の本人氏名欄に氏名が記載されている場合は、提出不要です。

Q 3 (新様式で請求する場合)要介護認定・要支援認定申請書の情報提供同意の本人氏名欄に氏名が記載されていることを確認しているが、本人同意欄の記載が必要であるのか。

A 3 資料提供の同意の意思確認として記載をお願いします。

Q 4 代筆者は、CM でも良いのか。

A 4 代筆者は、家族や法定代理人が考えられます。

Q 5 地域包括支援センターから委託されている居宅介護支援事業者が請求する場合、担当地域包括支援センターが川西市外の場合でも、担当地域包括支援センター名は記載しないとイケないのか。

A 5 担当地域包括支援センターが川西市外の場合でも、担当地域包括支援センター名は記載してください。

Q 6 地域包括支援センターから委託されている居宅介護支援事業者が請求する場合、添付書類は何か必要か。

A 6 担当地域包括支援センターからすでに「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」が提出されている場合は、特に添付書類は必要ありません。

Q 7 資料請求は、「居宅サービス計画作成依頼届出書」や「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を提出する前に請求できないのか。(例えば、利用者が入院中で、5月1日の退院と同時に担当することが決まり、4月中に契約もしている場合、4月中に資料請求はできないのか。)

A 7 川西市では、基本的に資料提供は「居宅サービス計画作成依頼届出書」や「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」が提出されていることを確認して提供することとしています。

ただし、Q 7の事例の場合は、「居宅サービス計画作成依頼届出書」や「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を担当開始日前に提出できないため、居宅介護支援事業所や担当地域包括支援センターが利用者と契約していることが分かる書類を添付することで、資料提供できることとします。

契約書の写しは、契約書の最終ページ等、利用者と事業所が契約していることが分かる部分を添付してください。また、地域包括支援センターから委託されているため、利用者と直接契約していない居宅介護支援事業所の場合は、地域包括支援センターと利用者との契約書の写しを添付してください。

Q 8 要介護認定を受けている川西市被保険者が川西市外に転出し、担当居宅介護支援事業所が直近の資料を請求する場合、添付書類は何か必要か。

A 8 担当居宅介護支援事業所が印字された被保険者証の写し又は利用者との契約書の写し(契約書の最終ページ等、利用者と事業所が契約していることが分かる部分)を添付してください。

Q 9 要支援認定を受けている川西市被保険者が川西市外（A市）に転出し、直近の資料を請求する場合、添付書類は何が必要か。

A 9 A市の地域包括支援センターが請求する場合、担当地域包括支援センターが印字された被保険者証の写し又は利用者との契約書の写し（契約書の最終ページ等、利用者と事業所が契約していることが分かる部分）を添付してください。

A市の地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所担当CMが請求する場合、添付書類として、A市の地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の委託契約書の写しを添付してください。

Q 1 0 要介護認定を受けている川西市被保険者が川西市外の施設に入所し、施設の計画作成担当者が直近の資料を請求する場合、添付書類は何が必要か。

A 1 0 施設と利用者との契約書の写し（契約書の最終ページ等、利用者と施設が契約していることが分かる部分）を添付してください。